

# 現 場 説 明 書

- 1 工 事 名 称 出水総合医療センター非常用発電機設備更新工事  
 2 工 事 場 所 出水市明神町520番地出水総合医療センター  
 3 工 事 内 容

名 称	当該工事	別途工事
1 建築工事		○
2 空気調和設備工事 (冷温水配管含む。)		○
3 電気設備工事	○	
4 撤去工事	○	
5 その他設計図書及び現場説明 に示す範囲	○	

- 4 工 事 期 間 着 手 契約時  
完 成 令和4年3月22日  
 5 支 払 条 件 出水市病院事業会計規程による。  
 6 質 疑 回 答 質問事項等がある場合は、文書にて担当課へ問い合わせること。  
 7 設 計 図 書

- (1) 工事用仮設電力，工事用用水，工事用電話，工事用事務所は業者負担とする。
- (2) 落札者は仮設配置（安全対策）計画書を作り監督職員に提出し承認を得ること。  
なお、実行工程表と毎月月末毎の工事月報を翌月7日までに提出すること。
- (3) 本工事は、着工に先立ち施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。
- (4) 添付資料の設計内訳書は参考資料であり、入札に際しては設計図書により積算し、参加すること。
- (5) 本工事の着手時に使用材料承認願書 下請通知書等を提出し、係員の承諾を受けてから、施工すること。
- (6) 車両は、敷地内は5k m/h以下で走行し、歩行動線等が予想される位置については、一旦停止をするよう工事関係者に周知徹底すること。  
必要に応じ、交通誘導員を配置すること。
- (7) 公共施設内での工事であることを工事関係者に周知徹底（喫煙の禁止等）し、工事範囲であることが病院内の人に明確にわかるようにすること。
- (8) 現場代理人、監理技術者又は主任技術者は、現場において腕の見易い所に腕章を着用すること。腕章の仕様は、監督職員と協議するものとする。
- (9) 施設の運営をしながらの改修工事となるため、安全を最優先にして次の事項を厳守し、工事を行うこと。
  - ・ 工事に関する準備作業（火気使用）は原則、外部で行うこと。
  - ・ 資材搬入等によりエレベーターを利用する場合は、利用時間を留意すること。
  - ・ 既存施設に損傷を与えた場合は速やかに復旧すること。
  - ・ 工事作業着手前に病院へ事前に確認を行うこと。
  - ・ 原則、騒音・振動等を伴う作業については、病院と事前に協議を行うこと。  
また、院内の状況及び騒音・振動の程度により作業の停止等を指示する場合がある。
  - ・ 夜間作業は、騒音・振動が伴わない範囲とすること。
  - ・ 施設運営を妨げない通路の確保を行うこと。